

茅ヶ崎市職員扶養手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 8 号

茅ヶ崎市職員扶養手当規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員扶養手当規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「以上」の次に「（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1, 5 0 0, 0 0 0 円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。